



北のひろめ～る

令和7年 9月 18日
釧路方面広尾警察署
交通係
電話:01558-2-0110
第 51 号

マイナ免許証の引き継ぎ方

① マイナンバーカードの更新をオンラインで行う



→市町村の窓口又は郵送により受け取る交付申請書に記載の申請書IDやQRコードからオンラインで申請します。

⚠ 郵送による申請、特急発行を含む市区町村窓口での申請、その他オンライン以外の手段によるマイナンバーカードの交付申請をした場合、免許情報は引き継がれません。⚠

(※マイナンバーカードの紛失・破損等を理由にマイナンバーカードの再交付申請する方はこの仕組みを利用できません)



② マイナンバーカードが更新期限内

マイナンバーカードの有効期限が残り3か月未満となった場合には、新たなマイナンバーカードの交付を求めることができます。

③ 署名用電子証明書を警察に提出する

マイナ免許証の手続きの際に既に提出済みであれば大丈夫です。マイナポータルとの連携がされている場合は、署名用電子証明書を提出済みです。マイナ免許証を保有しているが、署名用電子証明書の提出がまだの方は最寄りの警察署や運転免許試験場にて手続きをして下さい。

④ 新マイナンバーカードも署名用電子証明書の提出をする

オンライン申請の際に「署名用電子証明書の提出を希望する」を選択して下さい。

上記申請手続きを行っても、更新申請後に免許停止となった場合等、免許情報が引き継がれないことがあります。新しいマイナンバーカードの受領後は、車両の運転前に必ず免許情報の確認をして下さい。



**免許情報が引き継がれていない場合、
免許情報の書込手数料は1,500円です。**